

# 本年の選挙実施にあたって

本年は役員選挙年となります。

本会会則により、選挙権は下記のとおりとなりますので、予めご承知おき下さいますようお願い致します。

## 日本細菌学会選挙細則 第1章・第2条

---

第2条 選挙管理委員会は、本条第2項および第3項に該当する資格を有する選挙人および被選挙人名簿を各支部毎に作成し、速やかに日本細菌学雑誌等に公表しなければならない。

2 選挙人は選挙施行の年の前年までに入会しその年度の会費を納入した正会員、あるいは選挙施行年の1月末日の時点で満2年以上を経た学生会員で、かつ正会員・学生会員ともに選挙施行年度の会費を納入したものとする。

3 被選挙人は選挙施行の年の前年までに入会しその年度の会費を納入した正会員で、かつ選挙施行年度の会費を納入したものとする。

---

なお、選挙実施にあたって、皆様の最新の会員情報をご登録いただきたく、下記の方法でご自身の会員情報登録ページにお入りいただき、各種ご確認・ご変更ください。

### 【手順1】

本会HP (<http://jsbac.org/index.html>) の一番左下にある下記バナーをクリックしていただくか、<https://ohasys.net/ohasys/login.aspx> を入力し、ログインページにお入りください。



### 【手順2】

ログイン時、“会員番号”と“パスワード”が必要になります。

会員番号は、学会事務局にご照会下さい。(gakkai23@kokuhoken.or.jp)

パスワードはご自身でご作成いただくことになります。

日本細菌学会 選挙管理委員会  
委員長 八木淳二